

政令番号254 イプロベンホス

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県	2.6E+2							255.0
3	岩手県								
4	宮城県	1.7E+1							17.0
5	秋田県	1.7E+1							17.0
6	山形県								
7	福島県	1.5E+2							153.0
8	茨城県	3.7E+3							3,672.0
9	栃木県	6.5E+2							646.0
10	群馬県	1.7E+1							17.0
11	埼玉県	1.3E+3							1,326.0
12	千葉県	1.0E+3							1,020.0
13	東京都								
14	神奈川県	3.4E+1							34.0
15	新潟県	1.7E+2							170.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	8.5E+1							85.0
21	岐阜県	6.8E+1							68.0
22	静岡県	3.4E+1							34.0
23	愛知県	1.9E+2							187.0
24	三重県	2.2E+3							2,244.0
25	滋賀県	3.4E+1							34.0
26	京都府	5.1E+1							51.0
27	大阪府	5.6E+2							561.0
28	兵庫県	8.5E+2							850.0
29	奈良県	1.3E+3							1,292.0
30	和歌山県	8.7E+2							867.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.7E+2							170.0
34	広島県	2.0E+2							204.0
35	山口県								
36	徳島県	4.1E+2							408.0
37	香川県	1.2E+3							1,224.0
38	愛媛県	9.9E+2							986.0
39	高知県	5.8E+2							578.0
40	福岡県								
41	佐賀県	1.5E+2							153.0
42	長崎県								
43	熊本県	1.1E+3							1,071.0
44	大分県								
45	宮崎県	2.4E+2							238.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
	全国	1.9E+4							18,632.0